

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項に規定する小型機船底びき網漁業手繰第 2 種漁業自家用餌料びき網漁業につき、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき網漁業（えびを主たる漁獲物とするもの）	火共第1号共同漁業権漁場内	4月1日から 12月31日まで	10トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市三角町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき網漁業（えびを主たる漁獲物とするもの）	火共第1号共同漁業権漁場内	4月1日から 11月30日まで	10トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市鏡町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型機船底びき網漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき網漁業（えびを主たる漁獲物とするもの）	別記1のとおり	4月1日から 11月30日まで	10トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市二見洲口町、古城町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	火共第3号共同 漁業権漁場内田 浦地先	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 葦北郡芦北町大字田浦町、大字海 浦、大字小田浦、大字井牟田に住所 を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	火共第3号共同 漁業権漁場内芦 北地先	5月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 葦北郡芦北町大字計石、大字女島、 大字鶴木山、大字佐敷に住所を有す る者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	火共第3号共同 漁業権漁場内津 奈木町地先	4月1日から 11月30日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 葦北郡津奈木町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	火共第4号及び 同第7号共同漁 業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 水俣市に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	天共第1号共同 漁業権漁場内	4月1日から 11月30日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 上天草市大矢野町登立、上、中、 維和に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	天共第2号共同 漁業権漁場内	4月1日から 11月30日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 上天草市大矢野町湯島に住所を有 する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	天共第3号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 上天草市松島町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市有明町大島子に住所を有す る者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記3のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 上天草市姫戸町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記4のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に住所を有 する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記5のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有 する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記6のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有 する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記7のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市東町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記8のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市東町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	天共第6号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市五和町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	天共第7号共同 漁業権漁場内	6月1日から 11月30日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草郡苓北町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（いかを 主たる漁獲物と するもの）	天共第6号共同 漁業権漁場内 ただし、小亀岩と 通詞島西端（島 尻）を見通した線 より以西とする。	12月1日から 翌年5月31日 まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市五和町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（いかを 主たる漁獲物と するもの）	天共第7号共同 漁業権漁場内	12月1日から 翌年5月31日 まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草郡苓北町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記9のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市新和町大多尾に住所を有す る者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁業 自家用餌料びき 網漁業（えびを 主たる漁獲物と するもの）	別記10のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市河浦町宮野河内に住所を有 する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁 業自家用餌料 びき網漁業 (えびを主た る漁獲物とす るもの)	別記 11 のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市倉岳町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁 業自家用餌料 びき網漁業 (えびを主た る漁獲物とす るもの)	別記 12 のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市栖本町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第2種漁 業自家用餌料 びき網漁業 (えびを主た る漁獲物とす るもの)	別記 13 のとおり	1月1日から 12月31日まで	10トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	1 天草市御所浦町に住所を有する者 2 一本釣、はえなわ漁業を営む者 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

甲 八代市日奈久馬越町と同市二見洲口町との境界

乙 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界

イ 甲より真方位 301 度 40 分、2,727 メートルのところ

ロ 乙より真方位 296 度 30 分、2,727 メートルのところ

別記 2

操業区域

次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 109 号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）上津浦と島子との海岸線における漁業権の境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と有明町との海岸線における境界）

ア 基点 1 から長崎県南宮崎鼻を見通した線上、基点 1 から 2,200 メートルのところ

イ 基点 2 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

別記 3

操業区域（姫戸地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、龍ヶ岳町という。）と上天草市姫戸町（以下、姫戸町という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点第 248 号（姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点第 249 号（姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分・1,260 メートルのところ

イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度・1,800 メートルのところ

エ 基点3から八代市黒島山頂を見通した線上、基点3から2,400メートルのところ

別記4

操業区域（高戸地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第266号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点2 熊本県漁場基点天第242号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点3 熊本県漁場基点天第233号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）

イ アから真方位191度30分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点1と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点1を基点として右へ5度15分、2,370メートルのところ

エ 基点3と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点3を基点として右へ254度25分、3,928メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位115度、126メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位90度、90メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田鼻東端から真方位125度、180メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下の鼻から真方位340度、540メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から980メートルのところ

サ 基点2と姫戸町赤島南端を見通した線から基点2を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ

シ 基点3と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点3を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ

別記 5

操業区域（樋島地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点 2 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と天草市御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下の鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記6

操業区域（大道地先）

基点1、基点9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（龍ヶ岳町ダテク島南端）

基点3 熊本県漁場基点天第 230 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）猿子島北西端）

基点4 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点5 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点6 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点7 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

基点8 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点10 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界

イ 基点6と基点7を見通した線から基点6を基点として右へ170度30分、1,000メートルのところ

ウ 基点6と基点7を見通した線から基点6を基点として右へ171度55分、2,295メートルのところ

エ 基点2と天草市塔の崎南端を見通した線から基点2を基点として右へ21度25分、1,100メートルのところ

オ 基点2から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点2から1,100メートルのところ

カ 基点2から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点2から220メートルのところ

キ 基点2と大通越鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度3分、310メートルのところ

ク 基点8から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点8から270メートルのところ

ケ 基点8から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点8から180メートルのところ

コ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分、450メートルのところ

サ 基点6から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点6から900メートルのところ

シ 基点4と基点9を見通した線から基点4を基点として右へ354度30分、360メートルのところ

ス 基点5と基点4を見通した線から基点5を基点として右へ354度3分、270メートルのところ

セ 基点5と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ

ソ タから真方位191度30分の線が、セからチを見通した線と交わるころ

タ 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）

チ 基点10と龍ヶ岳町柵島東端を見通した線から基点10を基点として右へ5度15分2,370メートルのところ

別記 7

操業区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次のア、イ、ウを順次に結んだ線以南の天共第 5 号共同漁業権漁場内

- ア 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界点
- イ アから天草市五和町亀島北東端を見通した線上、アから 3,300 メートルのところ
- ウ 天草市本渡町と天草市佐伊津町との海岸線における境界

別記 8

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 2 を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

- ア 基点 1 から真方位 105 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 1 と対岸との中央点
- イ 楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点
- ウ 檜浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ
- エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ
- オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、塔ノ崎から 540 メートルのところ
- カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ
- ク 楠浦町大門港記念碑
- ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

別記9

操業区域（新和地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点5を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界
- 基点2 熊本県漁場基点天第194号（新和町二本木丸瀬鼻南端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第183号（河浦町宮野河内女岳押し鼻東端）
- 基点4 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町（以下、「下浦町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端）
- 基点5 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と新和町との海岸線における境界

- ア 基点1から真方位156度30分、1,620メートルのところ
- イ 基点2から真方位207度30分、632メートルのところ
- ウ 基点3から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ
- エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）葛島山頂を見通した線上、立の鼻から1,260メートルのところ
- オ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
- カ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ
- ク 天草市上血塚島西端から真方位238度、540メートルのところ
- ケ 新和町榎浦北の鼻から真方位299度、180メートルのところ
- コ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点
- サ 基点5と基点5から真方位99度の線が対岸の最大高潮時線と交わる点との中央点

別記 10

操業区域（宮野河内地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点5を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点2 熊本県漁場基点天第194号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点3 熊本県漁場基点天第183号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点4 熊本県漁場基点天第181号（河浦町上の島灯台）

基点5 熊本県漁場基点天第179号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点1から真方位156度30分、1,620メートルのところ

イ 基点2から真方位207度30分、632メートルのところ

ウ 基点3から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ

エ 基点3と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ354度10分、1,800メートルのところ

オ 基点4と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点4を基点として右へ17度、300メートルのところ

カ 基点5と河浦町産島南西端を見通した線から基点5を基点として右へ10度43分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わるころ

別記 11

操業区域（倉岳地先及び一部栖本地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ線及びキと基点1を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第227号（上天草市龍ヶ岳町（以下「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点2 熊本県漁場基点天第229号（龍ヶ岳町横島南端）

基点3 熊本県漁場基点天第232号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市栖本町稚児崎川河口東端

イ アから天草市御所浦町葛島東端を見通した線上、アから1,850メートルのところ

ウ 天草市倉岳町（以下「倉岳町」という。）阿房の浦橋東端角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東端角から1,700メートルのところ

エ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ171度55分、2,295メートルのところ

オ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ170度30分、1,000メートルのところ

カ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

キ 龍ヶ岳町横島北端

別記 12

操業区域（栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 13

操業区域（御所浦地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 410 号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 263 号（御所浦町ノサバ崎南西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）ダテク島南端）

基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号（御所浦町猿子島北西端）

基点 7 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 8 熊本県漁場基点天第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 11 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ

ウ 基点 2 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ

エ 基点 3 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 339 度 23 分、1,100 メートルのところ

オ 鹿児島県出水郡長島町ダグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ

カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ

キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という。）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ

ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ

- ケ 基点4から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点4から1,100メートルのところ
- コ 基点4から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点4から220メートルのところ
- サ 基点4と大通越を見通した線から基点4を基点として右へ296度3分、310メートルのところ
- シ 基点5から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点5から270メートルのところ
- ス 基点5から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点5から180メートルのところ
- セ 基点6と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点6を基点として右へ4度23分、450メートルのところ
- ソ 基点7から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点7から900メートルのところ
- タ 基点8と基点9を見通した線から基点8を基点として右へ354度30分、360メートルのところ
- チ 基点10と基点8を見通した線から基点10を基点として右へ354度3分、270メートルのところ
- ツ 基点10と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点10を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ
- テ 基点11から真方位0度(真北)、460メートルのところ